

別紙

保幼第378号
令和2年5月15日

保護者の皆様

大分市長 佐藤 樹一郎

緊急事態宣言の解除に伴う保育所等の利用について

平素より、本市の保育行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

これまで、すべての都道府県が令和2年5月31日を期限として新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づく緊急事態宣言の対象区域に指定されておりましたが、5月14日付けで、大分県を対象とした「緊急事態宣言区域」が解除されました。一方、大分県からは、依然として油断できない状況であり、「新しい生活様式」の普及・定着を前提とした、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立が求められていることから、引き続き、保育所等の利用縮小の協力依頼がありました。

つきましては、今後も、新型コロナウイルス感染症の感染の防止を図る必要があることから、これまで同様、家庭での保育が可能な世帯については、保育所等への登園を控えるよう要請をいたします。

保護者の皆様には、ご負担をおかけいたしますが、何卒、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。また、ご家庭では、こまめな手洗いや定期的な換気を行い、ご家族の健康管理にご留意いただきますよう併せてお願いいたします。

1. 登園自粛の協力要請期間

令和2年5月31日(日)まで

※状況に応じて要請期間を変更することがあります。

2. 保育料の取扱い

登園日数に応じ日割計算となります。

問い合わせ先

大分市子どもすこやか部 保育・幼児教育課

TEL: 097-585-6015 (登園自粛に関すること)

097-537-5794 (保育料に関すること)

097-537-5789 (幼稚園に関すること)